

## 4 1 1 劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業

### 1 . 特例を設ける趣旨

特区内で劇場等を設ける場合において、当該劇場に係る誘導灯及び誘導標識に係る消防法令の規定の適用に対する柔軟な対応を明示的に可能とすることにより、地域の独自性を発揮した劇場の振興を図り、当該地域の活性化に寄与するものです。

### 2 . 特例の概要

劇場等では火災の際に在館者が安全かつ円滑に避難することができるよう、各避難口に誘導灯及び誘導標識を設置することが必要とされていますが、特区内においては、一定の要件を満たす場合に、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しないことができるものとします。

### 3 . 基本方針の記載内容の解説

#### ( 1 ) 基本方針の概要

基本方針においては、平成 1 7 年 1 2 月までに発出する予定のガイドライン（消防庁予防課長通知）で示す内容として、誘導灯及び誘導標識に関する規定の適用除外の考え方を明示したところです。

#### ( 2 ) 用語の意義

- ・ 劇場等 . . . . . 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（ 1 ）項イに掲げる劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。
- ・ 避難階 . . . . . 直接地上へ通ずる出入口のある階をいう（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 13 条の 3 第 1 号）。

### 4 . 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

### 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

## 5 1 2 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業

### 1. 特例を設ける趣旨

外国企業の職員が支店等の開設準備を行う場合の受入れ要件について特例措置を設けることにより、外国からの投資拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

### 2. 特例の概要

外国企業の出店等を通じた外国からの投資拡大により地域経済の活性化が見込まれる地域において、外国企業に対し、地方公共団体が助成の対象として特定の施設を指定し又は地方公共団体等がその賃借している施設を転貸し、当該外国企業が、当該施設を事業所として使用する場合には、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与するものです。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

1の「当該外国人が稼働する外国企業に対し地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設」について

地方公共団体等とは、地方公共団体及び第三セクター（地方公共団体の出資の比率が2分の1以上の商法・民法法人に限る。）を指します。

また、地方公共団体等が転貸するとは、地方公共団体等が賃借している施設を更に外国企業へ賃貸する場合を指します。

#### 1（1）について

「地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める」とは、地方公共団体が、外国企業に対し外国企業の日本における事業計画（支店等開設のための計画）の提出を求め、当該事業の実施が確実であり、かつ、特区の目的に資することを認定することを指します。

したがって、外国企業に対し地方公共団体以外の機関（第三セクター）が施設を転貸する場合であっても、地方公共団体において、当該事業の実施が確実であることを認定する必要があります。

また、「・・・その事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置」とは、特区内において、地方公共団体が、外国企業に対し助成の対象として指定し又は転貸借により提供する施設を確保し、広報誌等を通じて助成又は事業所の提供を希望する外国企業を募集し、当該企業から事業計画及び3に定める【要件】に応じて必要となる証明書類・資料等の提出を求め、特区内において当該外国企業が活動を行うことが産業の発展に資すること等を認定した上で事業所の提供を行うことを指します。

#### 1(2)について

「相当程度」の「集積」とは、投資活動を行う外国企業が集まり、それにより、投資促進地域として認められるような状況を想定したものです。

#### 1(3)について

特区内の経済状況等を踏まえ個別に判断することになると考えられますが、基本的には、法の目的である地域の活性化に資する程度の「産業の発展」が見込まれれば足ります。

#### 3の【要件】について

「事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置」とは、予定していた施設に入居しなかった場合や抵当権の実行等により施設を使用することができなくなった場合に備え、地方公共団体が事業所として使用できる施設を別途確保しておく等の措置を指します。

#### 3の【要件】について

「地方公共団体から・・・報告を行うこと。」とは、当該外国人の入国後、地方公共団体が速やかに事業所に赴いて事業の開始を確認し、その結果を書面にて地方入国管理局に報告することを求めるものです。

#### 3の【要件】について

「当該期間内に事業を開始しない場合は・・・帰国を求めること」と定めているのは、在留資格に該当する活動を3か月以上行っていない場合には、出入国管理及び難民認定法第22条の4に定める在留資格の取消しの対象となることから、地方公共団体においても、当該外国人の実態につき把握した上で、事業を開始しない場合には可及的速やかに地方入国管理局へ報告するとともに帰国についての協力を行うこととしたもので

す。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 地方公共団体が助成の対象として施設を指定する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該助成に関する情報（名称、目的、助成金交付の有無（交付される場合には、その概要。）、期間、対象企業の募集・認定方法、指定される施設の概要、施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、事業が開始されなかった場合の措置）を特定し明示すること。
- ・ 地方公共団体等が転貸借により施設を提供する場合は、特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、当該転貸借に関する情報（施設の所有者の名称及び住所、転貸する主体（地方公共団体等）及び施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要、転貸される施設の概要、事業が開始されなかった場合の措置）を特定し明示すること。
- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、1（1）から（3）及びそれぞれの場合に応じた3の【要件】に該当すると判断した根拠を示す内容を要件ごとに明記すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

### 9 3 3 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

#### 1. 特例を設ける趣旨

特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、2階に居室等がある場合は、耐火建築物とする必要があります。木造で耐火建築物とすることは困難ですが、準耐火建築物とすることは比較的容易であり、2階建て準耐火建築物を認めることが、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等につながり、利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与することができます。

#### 2. 特例の概要

2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることができるようにするものです。

#### 3. 基本方針の記載内容の解説

##### (1) 設備構造の要件

入所者の円滑な避難が可能となるような避難経路を、2階から地上に通じるように屋外に確保することを要件としています。

すべり台等の避難設備を設置したり、スロープを設置するなど、各地方公共団体の判断により必要と考えられる避難経路を確保して下さい。

##### (2) 管理運営の要件

火災の際に上記の避難経路を有効に利用して、入所者の円滑な避難が可能となるように、定期的に訓練を行うようにして下さい。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区計画認定後に、その特区内において、新たに本特例措置の適用を受けようとする場合には、特区計画の変更認定を受ける必要はありませんが、本特例措置の適用状況を把握する必要があることから、適用を受ける事業所の概要（サービス種別、事業所名、住所など）を厚生労働省老健局あてに報告して下さい。（様式任意）

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

## 1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業

### 1. 特例を設ける趣旨

地方競馬の活性化を図り、地方経済の健全化に資するため、地方競馬における小規模場外設備の設置承認に当たっての特例措置を設けるものです。

### 2. 特例の概要

地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外設備の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外設備が、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項(地域社会との十分な調整を含む。)に適合していることについて、当該区域を管轄する都道府県知事が書面(様式任意)により確認した場合には、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなします。

これにより、農林水産大臣は競馬法施行規則第59条に基づき当該施設の設置を承認することができることとなります。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画の作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断するものですが、例示すれば次のとおりです。

『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』

- ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと。
- ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないこと など

『勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること』

- ・勝馬投票券の発売等に供する窓口相互は適当な間隔を有すること
- ・窓口の前面に入場者の通行を妨げる障害物がないこと
- ・現金や重要書類を保管する設備を設けてあること など

『入場者の用に供する設備が整備されていること』

- ・適当な広さの駐車場及び自転車置場を設けてあること
- ・掲示設備を設けてあること など

『管理運営に必要な設備が整備されていること』

- ・当該施設と競馬場の連絡のための専用の電話回線その他の適当な連絡設備

を設けてあること

- ・放送設備を設けてあること
- ・照明設備を設けてあること など
- 『勝馬投票券の発売等が公正に運営されること』
- ・勝馬投票券購入者が円滑に勝馬投票券を購入できる体制にあること など

#### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するに当たっては、当該区域内のどこに場外設備が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針別表1の「特例措置の内容」の1．及び2．に記載する事項を記載すること。

#### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

### 1 1 3 1 ( 1 1 4 3 ) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

#### 1 . 特例を設ける趣旨

一定の要件を満たした講座の修了者については、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち午前試験科目に相当する、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识(以下「免除対象科目」という)の免除を受けることができることにより、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図るものです。

#### 2 . 特例の概要

情報処理技術者の効果的な育成を図るものとして特区に開設された講座(以下「認定講座」という。)について、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法及び修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験科目が地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち午前試験科目の免除を受けることができるものです。

#### 3 . 基本方針の記載内容の解説

(1) 地方公共団体は、特区計画認定申請の際に特定事業の内容として次の4つの事項を記載して、経済産業大臣の確認を受けなければなりません。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

履修計画には、告示で定める履修項目が内容としてすべて含まれていることが必要であって、項目の名称が異なったり当該履修項目以外の履修項目が含まれたりしても差し支えありません。履修計画にはこの他、履修時間数などが明記されていることが望まれます。

修了認定の基準

修了認定の基準とは、講座の開設者(以下「開設者」という。)が講座修了の要件として受講生に課す基準で、一般的には出席日数、修了認定に係る試験の実施又は修了レポートの提出などがありますが、本特例措置では少なくとも修了認定に係る試験の実施とその合格基準が明記されていなければなりません。

修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験の実施方法としては、経済産業大臣(独立行政法人情



報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構）の審査を受けたものを使用するか、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）が提供する問題を使用するかのいずれかが明記されていることが必要です。

修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験科目

修了認定の基準に告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験科目が明記されていることが必要です。

- (2) 開設者は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、告示で定めるところにより、次の 又は の手続を行わなければなりません。また、開設者は、告示で定めるところにより、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に通知しなければなりません。

経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）の審査を受け、適切であると認めた問題を使用する場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に納めること。

経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）が提供する問題を使用する場合にあっては、告示に定める手数料を経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）に納めること。

- (3) 上記(1)によって認定を受けた特区に開設される講座について、上記(2)に規定する措置を開設者がすべて履行した場合には、当該講座を修了した者は、当該修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合に限り免除対象科目の免除を受けることができます。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

修了認定に係る試験の実施方法について、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）の審査を受けた問題を使用しようとする講座の開設者は、当該審査に合格できなかった場合を考慮して、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する旨を併せて記載することが望ましい。

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

履修計画書

## 1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 1 . 特例を設ける趣旨

一定の要件を満たした講座の修了者については、基本情報技術者試験の試験科目のうち午前試験科目に相当する、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの開発に関する共通的知识（以下「免除対象科目」という）の免除を受けることができることにより、受験者の負担軽減及び受験機会の増加を図るものです。

### 2 . 特例の概要

情報処理技術者の効果的な育成を図るものとして特区に開設された講座について、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法及び修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験科目が地方公共団体より提出され、経済産業大臣により現行規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると確認された場合、当該講座の修了生は基本情報技術者試験の試験科目のうち午前試験科目の免除を受けることができるものです。

### 3 . 基本方針の記載内容の解説

(1) 地方公共団体は、特区計画認定申請の際に特定事業の内容として次の4つの事項を記載して、経済産業大臣の確認を受けなければなりません。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

履修計画には、告示で定める履修項目が内容としてすべて含まれていることが必要であって、項目の名称が異なったり当該履修項目以外の履修項目が含まれたりしても差し支えありません。履修計画にはこの他、履修時間数などが明記されていることが望まれます。

修了認定の基準

修了認定の基準とは、講座の開設者（以下「開設者」という。）が講座修了の要件として受講生に課す基準で、一般的には出席日数、修了認定に係る試験の実施又は修了レポートの提出などがありますが、本特例措置では少なくとも修了認定に係る試験の実施とその合格基準が明記されていなければなりません。

修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験の実施方法としては、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構）の審査を受けたものを使用するか、経済産業大臣（機構が試験事務を行う場合に

あつては、機構)が提供する問題を使用するかのいずれかが明記されていることが必要です。

修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験科目

修了認定の基準に告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験科目が明記されていることが必要です。

- (2) 開設者は、修了認定に係る試験を実施するにあつて、告示で定めるところにより、次の 又は の手続を行わなければなりません。また、開設者は、告示で定めるところにより、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)に通知しなければなりません。

経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)の審査を受け、適切であると認めた問題を使用する場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)に納めること。

経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)が提供する問題を使用する場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)に納めること。

- (3) 上記(1)によって認定を受けた特区に開設される講座について、上記(2)に規定する措置を開設者がすべて履行した場合には、当該講座を修了した者は、当該修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合に限り免除対象科目の免除を受けることができます。

#### 4. 特区計画及び添付書類の記載にあつて特に留意すべき点

修了認定に係る試験の実施方法について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)の審査を受けた問題を使用しようとする講座の開設者は、当該審査に合格できなかった場合を考慮して、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する旨を併せて記載することが望ましい。

#### 5. 当該特例に関して特に必要な添付書類 履修計画書

## 1 2 1 8 地域特性に応じた道路標識設置事業

### 1．特例を設ける趣旨

地域特性に応じた案内標識及び警戒標識の設置を図るため、案内標識及び警戒標識の寸法に関する特例措置を設けるものです。

### 2．特例の概要

特区において、地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要がある場合、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものです。

### 3．基本方針の記載内容の解説

- ・警戒標識については、標識板の寸法が道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」という。）において規定されています。
- ・案内標識については、標識板の寸法が標識令において規定されているものと、標識板の寸法は規定されていませんが文字の寸法が規定されているものなどがあります。

### 4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要があると認められた理由について記述してください。

### 5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

## 1 2 1 9 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業

### 1. 特例を設ける趣旨

港湾施設である道路において、輸送の効率化を図るため、保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう車両の寸法及び重量等保安基準に関する特例措置を設けるものです。

### 2. 特例の概要

港湾施設である道路において、道路運送車両の保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行う場合、以下の要件を満たせば、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じる恐れがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができるようになります。

構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置( 1 )を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこと。

( ) 道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。

(ア) 事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。

(イ) 必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。

港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断されること。

### 3. 基本方針の記載内容の解説

・ 「道路の構造等の施設の安全性を確認すること」としては、例えば、道路の舗装、道路の幅員、道路にある埋設物、道路の構造耐力などがあります。

・ 「必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議する」とは、例えば、当該特例措置の緩和を受けた車両が通行する道路の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して、港湾管理者、特区計画を作成する地方公共団体及び実施主体が協議し、協定を結ぶことが想定されます。

・ 「道路が遮断される」としての具体的な遮断方法としては、物理的な遮

断機等による遮断の他、保安員による遮断等の方法をいいます。

- ・ 「地方運輸局長が車両ごとに指定した項目」としては、特区の基準緩和申請の認定により指定することになります。

4．特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特区申請にあたり、通行する道路が他の交通と分離され、道路が遮断されるとして、港湾管理者、当該区域を所管する警察署及び地方運輸局等の関係機関と調整した年月日及びその方法の記載が必要です。

5．当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし